

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

三重国民年金 事案 1045

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月から51年3月まで
② 昭和55年7月

申立期間①については、母親が国民年金の加入手続と国民年金保険料納付をしてきていた。

申立期間②については、昭和56年3月に、55年7月から56年3月までの9か月分の国民年金保険料をまとめて支払った。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年6月に払い出されていることから、申立期間①については、同年同月以降に過年度納付により遡及しなければ国民年金保険料を納付できない期間であるが、申立人の母親に聴取しても、申立期間①の保険料納付についての具体的な記憶は無く、納付状況が不明である。

さらに、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、1か月と短期間である上、申立人は、昭和56年3月に、55年7月から56年3月までの国民年金保険料をまとめて納付したと供述しているところ、納付日は不明であるものの、当該期間のうち55年8月から56年3月までの保険料は現年度納付されており、それ以降も保険料は全て納付されていることなどを踏まえると、申立期間②について、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成6年10月から7年9月までは18万円、同年10月から8年3月までは20万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

申立期間③のうち、平成11年12月1日から12年12月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料、及び申立期間③のうち平成11年12月から12年11月までの、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月4日から8年4月1日まで
② 平成8年4月1日から同年5月1日まで
③ 平成8年5月1日から12年12月1日まで

A社に平成6年10月から12年11月まで勤務し、一度も退職したことはないが、6年10月から8年3月まで「B社」という事業所名の加入記録となっている。事業所名に覚えは無く、当該期間はA社に勤務しており、給与も同事業所から継続して支給されていたのに、1か月の空白期間がある。標準報酬月額も当時支給されていた給与額と相違があるので、申立期間②について、厚生年金保険被保険者期間とし、申立期間①及び③に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、資格取得時（平成6年10月4日）から7年9月は18万円、同年10月から8年3月までは20万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成8年4月1日）の後の同年4月10日付けで、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円に遡及して引き下げる処理が行われている。

また、申立期間①当時に当該事業所の従業員であった者6人についても、申立人と同様に遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成8年4月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年10月から7年9月までは18万円、同年10月から8年3月までは20万円と訂正することが必要と認められる。

申立期間②について、オンライン記録では、申立人は平成8年4月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年5月1日にA社において資格を取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人と同様に被保険者記録に空白がある申立人の兄から、「申立人と同様にA社に入社し退職するまで継続して勤務していたが、資格が切れている平成8年4月分給与の振り込みがある。」旨の供述が得られた上、同人から提出された普通預金取引明細には、供述どおり、平成8年4月分給与がA社から振り込まれた記載が確認できる。

また、B社とA社の両社にて役員をしていた者に照会したところ、「申立人は、A社の社員として、平成6年10月に入社し、12年11月に退職するまで途中で辞めていない。両社は関連会社ではなかったが、当時、A社はトラックの営業許可が無かったため、B社の名義を借りて営業していた。取引先の都合もあり、申立人も含め、A社の運転手の厚生年金保険の資格はB社で取得させていた。空白期間の厚生年金保険料については、資料は無いが通常控除していると思う。」との供述が得られた。

以上のことから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社における資格取得時の標準報酬月額から、15万円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人は標準報酬月額の相違について申立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された平成12年7月分の給与支給明細書によると、報酬額

は標準報酬月額 30 万円に相当している上、厚生年金保険料控除額は、6 年 11 月から 8 年 9 月にかけて使用されるべき旧保険料率を用いて算出された標準報酬月額 28 万円と一致し、本来、支給月に使用されるべき保険料率から算出された標準報酬月額 26 万円に相当することが確認できる。

また、申立人が提出した平成 12 年分源泉徴収票において確認できる総支給額から、報酬月額は 26 万円を上回っていることが推認され、社会保険料控除額から算出した厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、26 万円であると認められる。

以上のことから、申立期間③のうち、平成 11 年 12 月から 12 年 11 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及び平成 12 年分源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料、及び申立期間③のうち平成 11 年 12 月から 12 年 11 月までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出、及び給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、平成 8 年 5 月 1 日から 11 年 12 月 1 日までの期間については、申立人から提出された平成 9 年 8 月から 12 年 10 月までの普通預金異動明細表において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い金額が支給されていることが確認できる。

しかしながら、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 23 日から 38 年 8 月 6 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間は脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、請求手続きをした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年6か月後の昭和40年1月25日に支給されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、支給日の直近のC社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされており、未請求となっているが、申立人が当該期間を失念するとは考え難い。

さらに、脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間は、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていること、及び申立人のA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があるものの、脱退手当金支給日は昭和40年1月25日とされており、申立人の婚姻日が39年11月*日であるにもかかわらず、当該被保険者原票における申立人の姓が旧姓のまま氏名変更されていないことは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

三重厚生年金 事案 1650

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 37 年 1 月 25 日まで
A社B店（現在は、C社）を退職後、3年間洋裁、和裁等の習い事に通っていた。脱退手当金という制度があることも知らず、脱退手当金をもらった記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B店において申立人の退職日の前後に被保険者資格を喪失した女性被保険者の脱退手当金の受給状況を調査したところ、同店に係る被保険者期間が2年以上あり脱退手当金を受給した6人のうち、申立人を除く5人は厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に支給されている一方、申立人に係る脱退手当金は、被保険者資格喪失日から約1年2か月後に支給されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前のD社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が最初に就職した事業所における約1年の厚生年金保険被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、A社B店において申立人と前後して資格喪失した女性のうち、オンライン記録において脱退手当金の支給が確認できた5人については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿等に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示がある一方、申立人にはその表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月25日から40年6月12日まで
② 昭和40年6月14日から44年2月16日まで

私は、将来年金をもらうために厚生年金保険に加入しており、脱退手当金の制度があることも知らないことから、途中でもらうはずは無い。脱退手当金の制度があることを知っていたとしても自分はもらっていないため、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、最初に就職した事業所における約3年間の厚生年金保険被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間に係る最終事業所に勤務していた女性のうち、オンライン記録において脱退手当金の支給が確認できた者については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人にはその表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金支給の約1か月後の昭和44年4月29日に厚生年金保険被保険者資格を再取得しており、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

三重国民年金 事案 1046

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年3月まで
申立期間当時、町役場に勤務していた姉が、申立期間に係る国民年金の加入手続と国民年金保険料納付をしてくれた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の姉が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の姉も、申立期間に係る資格喪失手続は行っていないと述べるなど、供述に不合理な点がみられる。

また、オンライン記録をみると、平成9年10月に申立期間の国民年金被保険者資格喪失処理が行われており、さらに、当該処理が同年1月以降に導入された基礎年金番号により行われていることから、申立期間は当該処理において国民年金の加入期間として追加されたものであると考えられ、このことを前提にすると、加入記録が追加されるまで申立期間は国民年金の未加入期間であった上、加入記録が追加された時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1047

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年1月まで

昭和60年4月上旬に、事業をするため、A町（現在は、B市）へ転入した。同町では、地区の班で国民年金保険料や税金等の集金業務を行っており、転入直後から班に加入して、国民年金保険料などを支払っていたので、申立期間について、夫は納付済みであるのに、私だけ申請免除期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、昭和60年4月にA町に転入した直後から、申立期間を含め、自身とその夫の国民年金保険料を毎月一緒に納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の同年同月から同年6月までの保険料は61年11月に過年度納付により、その夫の60年4月から61年1月までの保険料は同年同月に現年度納付により、それぞれ遡及納付されている上、申立人とその夫とでは納付日も異なっているなど、申立人の供述と一致しておらず、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、オンライン記録をみると、申立期間に係る免除申請年月日は昭和60年10月22日となっているが、制度上、その時点では、同年7月までしか遡及して免除期間とすることができず、前述のとおり、同年4月から同年6月までの国民年金保険料が過年度納付されているが、これは、当該期間について遡及して免除期間にできなかったため、後日過年度納付されたものと考えられ、こうした状況から、申立期間がその当時申請免除期間として処理されていたことがうかがわれ、申立期間が申請免除期間となっていることに不自然さは見受

けられない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1652

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月頃から 59 年 4 月頃まで
② 昭和 59 年 4 月頃から 60 年 12 月頃まで
③ 昭和 61 年 6 月 21 日から同年 8 月 20 日まで

申立期間①は、健康保険証等を使った記憶は無いが、A事業所に勤務していた。申立期間②は、B事業所に勤務していた。当時健康保険証を使って医療機関に通った記憶がある。申立期間③は、C社に勤務していた。同社には、系列会社であるD社からの配置転換で、申立期間③も継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間のうち昭和 59 年 3 月 1 日から同年 4 月 2 日までの期間にA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 59 年 5 月 25 日であり、申立期間①について、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A事業所は昭和 60 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、元事業主の連絡先は不明であり、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間①におけるA事業所の同僚であるとしている二人のうち一人についてはオンライン記録により氏名が確認できるものの、連絡先が不明であり、当時の同事業所における厚生年金保険の適用等についての供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、当時の事業主は、「申立人のことは覚えている。当時従業員はE健康保険に加入していた。」旨供述している上、F県E健康保険組合から「申立人は昭和59年6月10日に資格取得し、60年12月1日に資格喪失している」旨の回答を得たことから、当該期間のうち59年6月10日から60年11月30日までの期間にB事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によるとB事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、当時の事業主から、「当時従業員は4人であったため、適用事業所には該当せず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨の供述があった。

申立期間③について、申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は申立期間の前に勤務していたD社から継続して、C社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のD社における資格喪失日は昭和61年6月21日と記録されている。

また、C社は、昭和61年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時、同社は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、申立人についても、同社が厚生年金保険の適用事業所となると同時に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について当時の事業主に照会したところ、「当時の資料は残っていないが、当時会社は国の記録どおりの届出を行い、申立人の申立期間に係る給与から保険料の控除はしていない。」との回答があった。

加えて、当時の事務担当者から、「当時はD社からC社に切替えを行い、C社の厚生年金保険新規適用届の提出が遅れたことにより空白期間ができたため、申立期間に係る保険料の納付もしていないが、保険料を控除したかどうかは当時の資料が無いため不明である。」旨の供述があった。

その上、申立人から氏名の挙がった二人の同僚に照会したところ、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1653

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 16 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A社からB社の平成9年2月12日設立を命じられ転勤したところ、C地方に赴任していた期間の厚生年金保険被保険者記録に空白期間があることが分かった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B社の商業登記簿謄本によると、申立人は同社が設立された平成9年2月12日から代表取締役として在籍していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、平成9年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社からB社に異動した同僚23人について調査したところ、全員が、申立人と同様に、平成9年4月16日にA社の被保険者資格を喪失しており、同年5月1日にB社の被保険者資格を取得している。

さらに、上記同僚(申立人が記憶している同僚を含む。)に照会したところ、申立人を覚えてはいるものの、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

加えて、B社は平成16年7月7日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、A社に照会したところ、「会社更生法の適用を受けて、新しい事業所になっている。経営者も二度代わっているため当時の資料も無く不明である。」と回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1654 (事案 1354 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 8 月
前回の申立てについては、申立期間のうち、平成 12 年 8 月について年金記録の訂正は必要でない旨の通知を受けたが、理由が不明で納得がいかない。再調査し、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、申立期間を平成 12 年 8 月及び同年 9 月について申し立てしているところ、申立期間のうち 12 年 9 月については、申立人から提出された給与支給明細書及び A 社から提出された給与台帳から、申立人が主張するとおり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 12 月 14 日付けで年金記録を訂正することが必要であるとする通知が行われている。

申立人は、今回、前回の通知において訂正は必要でないとされた平成 12 年 8 月の記録について、その理由が不明であるので事実関係を再確認してほしいと主張しているところ、今回の申立期間について、申立人から提出された給与支給明細書及び A 社から提出された給与台帳から、申立人が主張するとおり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

今回の申立人の申立期間についての標準報酬月額は、給与支給明細書及び給与台帳から認められる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標

準報酬月額が一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらない。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月10日から33年11月30日まで
A社を退職した後の翌年3月に脱退手当金を受給したということだが、退職後の失業給付は受けておらず、脱退手当金だけを受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、給付裁定のための回答日を示す「回答済 34. 1. 8」の印が押されている上、厚生年金保険被保険者資格を喪失した約3か月後に支給決定されている等、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和55年2月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1656

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 8 月 17 日から 27 年 3 月 29 日まで
② 昭和 30 年 8 月 20 日から 31 年 9 月 26 日まで

申立期間に係る脱退手当金について、退職してから脱退手当金を受け取るようにとの通知をもらっていたが、長女の出産などで受け取りに行くことができず、そのままになっていた。今回、確認はがきが届いたため申し立てた。申立期間について、脱退手当金を受け取りには行っていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことが記され、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 31 年 12 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月20日から25年8月23日まで
② 昭和25年9月15日から27年3月4日まで
③ 昭和35年2月1日から38年1月1日まで
④ 昭和38年2月1日から39年9月3日まで

私は、A社を退職後、厚生年金保険を脱退した曖昧な記憶があるが、脱退手当金を受給した記憶は無いため、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間④に勤務していたA社を退職する際に厚生年金保険を脱退した曖昧な記憶があるものの、申立期間に係る脱退手当金は受け取っていないとしている。

しかしながら、昭和44年4月25日に支給決定されている脱退手当金は、申立人が脱退したとしている申立期間④を含む同一の被保険者番号で管理されている支給決定日前の厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、当該期間に相当する額が支給されたものとなっている。

また、申立人は、昭和39年12月に婚姻しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の氏名が旧姓から婚姻後の姓に訂正されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 23 日から 42 年 1 月 17 日まで
② 昭和 42 年 10 月 17 日から 43 年 11 月 21 日まで

A社及びB社に勤務した期間について、昭和 44 年 9 月 19 日に脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、請求手続をした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所が保管している脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺によると、C社会保険事務所（当時）において、昭和 44 年 5 月 10 日に請求を受理、同年 9 月 8 日に支給決定、同年 9 月 19 日に支払っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1659

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から 43 年 9 月 26 日まで
② 昭和 44 年 1 月 30 日から同年 12 月 21 日まで

A社において、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いのに支給済みとなっているのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社の同僚は、同社の退職時に会社で手続きしてもらい、脱退手当金を受け取った旨供述している上、当時の事務担当者は、退職者の脱退手当金の手続を行っていたとも供述していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1660

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 5 日から 36 年 8 月 8 日まで
脱退手当金は、A社及びB社の期間については受給しているが、C社の期間については手続もしていないので受給していない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社に係る脱退手当金は受給していないが、同社の後に勤務していたA社D部及びB社E工場について、脱退手当金を受給したとしている。

しかしながら、C社の厚生年金保険被保険者番号は、脱退手当金を受給したとしているA社D部及びB社E工場の厚生年金保険被保険者番号と同一番号で管理されていることが確認できる上、申立人に係る脱退手当金は、申立期間を含めた期間を計算の基礎として支給されており、事務処理上の不自然さはいかがえない。

また、申立人に聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。